

財団法人福井県文化振興事業団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人福井県文化振興事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福井市今市町40号1番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、芸術文化等多様な文化振興事業を行うことにより、県民の文化意識の高揚を図り、もって個性豊かな地域の生活文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化情報の提供に関する事業
- (2) 文化活動の場の提供に関する事業
- (3) 一流公演の開催等優れた芸術文化に接する機会の提供に関する事業
- (4) 伝承文化の保存と継承に関する事業
- (5) 本県文化の海外紹介等文化交流に関する事業
- (6) 福井県の委託を受けて行う福井県立音楽堂の管理運営に関する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金及び委託費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の際基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得てその一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、収支決算及び財産目録等)

第12条 この法人の事業報告、収支決算、財産目録、貸借対照表及び財産増減理由書は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

第2章の2 会長

(会長)

第12条の2 この法人に会長を置くことができる。

- 2 会長は、理事会において選任する。

- 3 会長は、この法人の業務に関し重要な事項について、理事長の諮問に応じ助言する。
- 4 この寄附行為に定めるもののほか、会長に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 理事 12人以上18人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
 - (5) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
 - 3 理事長は、理事の互選により定める。
 - 4 副理事長および専務理事は、理事のうちから理事長が選任する。
 - 5 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第17条 常勤の役員は、報酬を受けることができる。

- 2 報酬を受けることができる役員、報酬の額等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(館長及び副館長)

第17条の2 第4条6号の事業の円滑な運営を図るため、この法人に館長及び副館長を置く。

- 2 館長及び副館長の取扱いに関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(事務局及び職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 職員は、有給とする。

第4章 理 事 会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上若しくは監事から理事会の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、あらかじめ文書を持って会議の目的たる事項、その内容、

日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人を指定して表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第28条 この法人の運営に関し、理事長の諮問に応じて必要な事項を調査、審議させるため評議員を置くことができる。

2 評議員は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときに解散する。

2 解散の時に存する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、福井県又はこの法人と類似の目的を有する法人に寄附する。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和58年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項から第4項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

改正 昭和59年9月17日から施行する。

改正 平成 8年4月 1日から施行する。

改正 平成 9年9月 1日から施行する。

改正 平成 9年9月 8日から施行する。

改正 平成10年4月 1日から施行する。

改正 平成11年4月 1日から施行する。

改正 平成14年6月26日から施行する。

改正 平成19年7月 9日から施行する。